

3 佐藤英行議員

- 1 新たな岩内町総合計画2009—2018について
- 2 総合計画策定の意義と役割について



1 新たな岩内町総合計画2009—2018について

市民自治を考える会の佐藤です。

新たな岩内町総合計画2009から2018の策定にあたって、平成21年10月に町長は、総合計画は、将来に向けたまちづくりを実現するための重要な指針と述べております。平成21年度を初年度として平成30年度までの10年間の総合計画で、最終年度が本年度です。

この計画は、岩内町総合計画策定審議会条例に基づき平成19年7月30日に岩内町総合計画策定審議会を立ち上げ、総務部会、住民福祉部会、建設部会、経済部会、教育部会の5部会に審議委員を配置して検討をしてきました。岩内町に在住する各地区の人口比率や年齢構成に配慮した1,500人を対象とした住民意識調査の実施、10回にわたるまちづくり町民懇話会の実施およびパブリックコメントによる意見の公募などを行ってきました。

将来目指すべき基本方向、町の将来像を定め、まちづくりの方向と目標を達成するための基本的な考え方を示す基本構想、その基本構想に定めた目標を達成するため、施策の方向について分野別の体系をなす基本計画、そして各分野で策定している個別計画等の実施計画で構成されています。基本計画を達成するために、実施計画は前期3年、中期3年、後期4年の期間ごとに諸情勢に対応できるように見直しを行うとされています。

基本計画は7章の計画で成り立っております。

1章、都市基盤の整備。

1、土地利用。2、交通体系の整備。3、道路の整備。4、港湾の整備。5、治山対策。6、治水対策。7、海岸保全対策。

2章、生活環境の整備。

1、公園・緑地の整備。2、上水道の整備。3、下水道の整備。4、町営住宅の整備。5、耐震化の促進。6、除雪対策。7、ごみ処理対策。8、環境衛生・環境保全対策。9、墓地管理の適正化。10、消防・救急体制の充実。11、防災体制の充実。12、交通安全の推進。

3章、産業基盤の強化。

1、漁業の振興。2、農業の振興。3、商業の振興。4、工業の振興。5、企

業立地の推進。6、観光の振興。7、深層水多目的利用の推進。

4章、健康・福祉の向上。

1、保健の充実。2、地域医療の確保・充実。3、国民健康保険事業の運営。
4、地域福祉の向上。5、高齢者福祉の充実。6、児童福祉の充実。7、ひとり
親家庭福祉の充実。8、障がい者福祉の充実。9、低所得者福祉の充実。

5章、教育・文化の振興。

1、学校教育の充実。2、社会教育の充実。3、文化・スポーツ活動の充実。

6章、協働のまちづくり。

協働活動の確立と推進。

7章、行財政運営。

1、行政改革の推進。2、行政体制の充実・強化。3、財政健全化の推進。4、
姉妹都市・国際交流の推進。

計7章43項目には、現状と課題・施策の推進方針・具体的な個別施策が各々
示されております。

そこでお伺いします。

- 1、この計画の実効性を高めるため、前期3年、中期3年、後期4年の各々の
項目の実施計画の内容と見直しした内容をお伺いします。
- 2、また、計画期間中新たな計画の必要性もあったと思いますが、あったとし
たらその理由と内容をお伺いします。
- 3、町長は、計画を実現するため職員ともども全力で取り組んでまいりますと
述べていますが、基本構想に基づいた基本計画はどの程度実現できたのか。
また積み残した計画があるのか。あるとすればどの計画の内容なのか。
- 4、新たな岩内町総合計画2009から2018の総合計画の実践についてど
のような総括をしているのか。また、その総括はこれからの岩内町の未来
に向かっての指針の基礎となると思うが見解を求めます。

【答 弁】

町 長：

新たな岩内町総合計画2009から2018について、4項目のご質問であります。

1項めの、前期3年、中期3年、後期4年の各々の項目の実施計画の内容と見直しした内容と、2項めの、計画期間中、新たな計画の必要性もあったと思いますが、あったとしたらその理由と内容については、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

現在の新たな岩内町総合計画における実施計画は、各担当分野で策定している個別計画のほか、主に岩内町過疎地域自立促進市町村計画を基本としており、前期3年、中期3年、後期4年の各々の内容は、過疎計画の、産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興等、集落の整備、その他地域の自立促進に関し必要な事項に掲げる事業を、計画期間を定めた中で、社会・経済情勢に柔軟に対応できるよう見直しを行い、実行性を高めることとしております。

新たな計画の主なものとしたしましては、前期3年の期間では、大和地区深層水利活用検討事業や、北海道総合行政情報ネットワーク更新整備事業、中期3年の期間では、岩内海産商協同組合冷凍施設改修費補助事業や、役場庁舎等情報基盤・オフィス環境整備事業、後期4年の期間では、消防車庫建設事業や、移住定住促進事業を追加し、その理由といたしましては、産業間の連携を図り、地場産業で生活できる地域の創出や、地域と共に住民が健康で、安全・安心で豊かな生活を目指すことを基本とするものであります。

なお、計画の削除につきましては、事業の完了などによるものであります。

3項めは、基本構想に基づいた基本計画は、どの程度実現できたのか、また、積み残した計画があるのか、あるとすればどの計画の内容なのか、についてであります。

基本計画の検証につきましては、基本計画の具体的な個別施策の進捗状況によるものであり、事業年度のスライド等はあるものの、概ね計画どおりに進んできたものと考えております。

なお、積み残した具体的な個別施策の主なものとしたしましては、海岸保全対策の離岸堤等の設置による水産資源増殖にも配慮した浸食対策の検討や、観光振興の雷電地区における自然景観をテーマとした観光フィールドの構築などであります。

4項めは、新たな岩内町総合計画2009から2018の総合計画の実践について、どのような総括をしているのか、また、その総括はこれからの岩内町の未来に向かっての指針の基礎となると思うが見解は、についてであります。

現計画の最終年度にあたる本年度が終了していないことから、現段階において、その総括をしておりませんが、将来に向けたまちづくりを実現するための総合的な指針を形づくる上で、現計画の総括は必要であると認識しております。

2 総合計画策定の意義と役割について

平成23年5月の地方自治法の改正で自治体の総合計画の策定義務条項が削除され、基本構想の策定についての義務はなくなりました。この改正は地域主権改革における、義務付け・枠付けの見直しの一環として行われたものです。よって、基本構想や総合計画がその役割を終えたということではなく、自治体の自主性の尊重と創意工夫が求められる観点からとらえる必要があります。自治法改正日同日付で総務大臣から、引き続き個々の自治体の判断で地方議会の議決を経て基本構想の策定を行うことが可能である旨の通知が出されています。

地方自治の本旨は福祉の向上であります。住民が安全・安心して暮らせ、生命と財産を守っていくことが求められています。

しかし、町財政には限りがあります。住民の要求に応えるべくサービス供給をしていけば財政が厳しくなっていきます。そこで、地域の実情を的確に分析し、住民の意向を十分にくみ取ったうえで、岩内町の将来像を描いていく客観性と理論的な根拠を持った長期の計画が求められます。

計画の策定にあたっては町職員の高い調査・分析能力と住民意向の的確な把握が求められます。職員は計画策定の業務で、OJT、On the Job Trainingを通じてスキルアップを図れるし、モチベーションアップにもつながると考えます。

総合計画は①全部署・全職員の行動の指針となり②町財政の運営の指針および③人事計画運営の指針となり、そして不断の、実現の計画を策定し、plan、それを実行し、do、実行した結果の評価をし、check、そして、その評価に基づいて目標の再設定や見直しを行う、action、いわゆるPDCAサイクルを循環させて成果を上げることが求められています。職員にとって自分の仕事が本当に町民のためになっているのかも評価となります。

そこでお伺いします。

- 1、岩内町における長期ビジョンとして総合計画の意義と役割をどう考えているのか。
- 2、総合計画の基本構想は地域の将来像を描くものであり職員にとっては職務遂行するうえでの目標となると考えるが見解は。
- 3、総合計画として岩内町の将来像を岩内町民に示すことが必要と考えるが見解は。
- 4、2019年度よりの総合計画を、前総合計画を総括したうえで策定すべきと考えるが見解は。

【答 弁】
町 長：

総合計画策定の意義と役割について、4項目のご質問であります。

1項めは、岩内町における長期ビジョンとして総合計画の意義と役割をどう考えているのか、についてであります。

総合計画は、住民と行政の共通の目標を示す計画であり、将来に向けたまちづくりを実現するための総合的な指針として位置付けられるものと考えております。

しかしながら、本格的な人口減少時代の到来や、社会・経済情勢が目まぐるしく変化する時代において、財源や職員数など、地方公共団体が抱える経営資源への制約の強まりや、解決すべき地域課題の拡大や深刻化が進んでおり、これらの課題解決にスピード感が求められる、いわゆる選択と集中が叫ばれる中、長期の計画期間での従来型の総合計画では、ただあるだけの形骸化したものになりかねず、その意義と役割が時代とともに変わってきているものと感じております。

2項めは、総合計画の基本構想は地域の将来像を描くものであり、職員にとっては職務遂行するうえでの目標となると考えるが見解は、についてであります。

現計画である新たな岩内町総合計画では、基本構想について、将来目指すべき基本方向、町の将来像を定め、まちづくりの方向と目標を達成するための基本的な考え方を示すものとしております。

したがいまして、行政運営全般の基本的理念として、職員の職務遂行における指針であると認識しております。

3項めの、総合計画として岩内町の将来像を岩内町民に示すことが必要と考えるが見解は、と、4項めの、2019年度よりの総合計画を、前総合計画を総括したうえで策定すべきと考えるが見解は、については関連がありますので、あわせてお答えいたします。

町が進むべき将来像を町民に示す必要性や重要性は十分に理解しているところでありますが、従来型の事業展開に重点を置いた計画としてではなく、地域の課題解決と地域活力の維持・向上に高い効果を上げられるという実際の効力を備えていることが極めて重要であると認識しており、総合計画という形のみにとらわれることなく、町にとって最適な手法を選択するよう、現計画における反省点も踏まえながら、引き続き検討してまいります。

< 再 質 問 >

夢なき者に理想なし。

理想なき者に計画なし。

計画なき者に実行なし。

実行なき者に成功なし。

故に夢なき者に成功なしといわれております。

各省庁や北海道などが策定する計画や動向に関心が集まり、各省庁等に方針を示してもらった総合的でない縦割りの行政でも、とりあえずはやっていける、このような状況下であったのがこれまでの総合計画だったと思います。

岩内町の新たな岩内町総合計画は、その計画を少しでも越えようとする意思が垣間見えまして。この総合計画の総括を踏まえて、岩内町の実情に応じた、柔軟で住民本位の総合計画は必要と考えます。

策定しないとなれば、議会による行政チェックのための基準が見えにくくなり、行き当たりばったりの行政運営が進行するその可能性もあります。

本年、岩内町議会第1回定例会で、佐藤和嘉議員の岩内町総合計画の策定についての質問に、町長は、実効性があり実用的な総合計画のあり方、また、スケジュールや計画期間なども含めて、引き続き検討が必要と答弁されています。先ほどの答弁の中にも、検討が必要という答弁がされております。

ずっと鋭意検討していると思いますが、形骸化しない、使われ続ける総合計画を策定していく時期に来ていると思います。

町民の皆様が住んで良かったと思える町にするためにも、町民とともに総合計画を策定すべきと考えますが、再度答弁を求めます。

【答 弁】

町 長：

総合計画策定の意義と役割について、町民の皆様が住んでよかったと思える町にするためにも、町民とともに総合計画を策定すべきと考えますが、についてであります。

長期の計画期間による従来型の総合計画では、時代の変化や地域課題の拡大・深刻化に十分に対応できる計画とは言えず、形骸化したものになりかねないと感じております。

そのため、地域活力の維持・向上に高い効果を上げられるという実際の効力を備える計画のあり方が極めて重要と認識しており、総合計画という形のみにとらわれることなく、町にとって最適な手法を選択するよう、引き続き、検討してまいります。